

○信書便事業における許認可に係る標準処理期間(平成15年総務省訓令第10号)

許認可の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	
「一般信書便事業」	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)			
事業の許可		第6条	1～2か月	
事業計画の変更の認可		第12条第1項	1～2か月	
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第13条第1項	0.5～1か月	
法人の合併及び分割の認可		第13条第2項	0.5～1か月	
事業の相続の認可		第14条第1項	0.5～1か月	
事業の休止及び廃止の許可		第15条第1項	0.5～1か月	
法人の解散の認可		第15条第2項	0.5～1か月	
信書便約款の認可・変更の認可		第17条第1項	1～2か月	
信書便管理規程の認可・変更の認可		第22条第1項	1～2か月	
信書便の業務の一部の委託の認可		第23条第1項	0.5～1か月	
他の一般信書便事業者との協定等の認可		第24条第1項	0.5～1か月	
外国信書便事業者との協定等の認可		第25条第	0.5～1か月	
「特定信書便事業」				
事業の許可		第29条	1～2か月	
事業計画の変更の認可		第33条において準用する第12条第1項	1～2か月	
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第33条において準用する第13条第1項	0.5～1か月	
法人の合併及び分割の認可		第33条において準用する第13条第2項	0.5～1か月	
事業の相続の認可		第33条において準用する第14条第1項	0.5～1か月	
信書便約款の認可・変更の認可		第33条において準用する第17条第1項	1～2か月	
信書便管理規程の認可・変更の認可		第33条において準用する第22条第1項	1～2か月	
信書便の業務の一部の委託の認可		第33条において準用する第23条第1項	0.5～1か月	
他の一般信書便事業者との協定等の認可		第33条において準用する第24条第1項	0.5～1か月	
外国信書便事業者との協定等の認可		第33条において準用する第25条	0.5～1か月	